

新型コロナウイルス感染症への学校の対応（第29報）

国及び千葉県通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等について」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1Ver9）」に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応をお知らせいたします。下線部分は（第28報）からの変更・追加事項です。

なお、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、下記2. 3等を変更する可能性があることを、予め御承知置さください。

記

1. 教育活動について

感染防止対策は講じながら、通常日課を行う。（8：30登校、50分授業）

2. 健康観察について

(1) 家庭において、毎朝夕、検温及び体調の確認を行い、「健康観察表」に記入する。

(2) 発熱や風邪症状が見られた場合

・ 担任に連絡の上、家庭で休養する。その期間は欠席とはせず、「出席停止」とする。

＊ 必ず保護者の方から連絡をお願いします。後日、「出席停止届」を提出していただきます。

・ 症状別の自宅待機の解除基準

『症 状』① 発熱・風邪症状

② 体温が37.5℃以上もしくは平熱より0.5℃以上高い場合（解熱薬や感冒薬の内服中を含む）

③ 体調に特に異常のある場合（激しい咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚異常、嗅覚異常など）

『解除基準』

＊ 上記①で欠席した場合、症状が消失したら自宅待機を解除します。

＊ 上記②もしくは③で欠席の場合、以下の①②の全ての基準を満たしていることを原則として自宅待機を解除します。

① 解熱後4日経過した。（解熱日を0日とカウント）

② 発熱以外の症状が消失後4日経過した。（症状消失日を0日とカウント）

3. 学校長裁量による新型コロナウイルスを理由とする出席停止の条件

（詳細は別紙参照 「学校長裁量による新型コロナウイルスを理由とする出席停止の条件（令和3年3月23日）」）

※ 以下(1)～(4)の場合は、必ず学校へ連絡を入れてください。生徒は家庭で休養（出席停止）となります。

※ 以下(5) (6) の場合は、学校にご相談ください。学校長が認めた場合に限り出席停止といたします。

(1) 生徒に、発熱や風邪症状が見られた場合（上記2. (2)記載通り）

(2) 同居の家族に、発熱や風邪症状が見られた場合

(3) 生徒または同居の家族が、PCR検査（抗原検査含む）を受けることになった場合

(4) 保健所や医療機関から自宅待機を要請されている場合（濃厚接触者に特定などを含む）

(5) 基礎疾患があり、新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高いという医師の判断による診断書が提出され、登校すべきでないとして学校長が認めた場合

(6) 保護者からの相談（感染が不安で休ませたい）があり、学校長が認めた場合

4. 新型コロナワクチン接種について

(1) ワクチン接種で欠席、遅刻、早退の場合は「出席停止」とする。事前に担任に連絡してください。

(2) 副反応による体調不良の場合は、無理をせず家庭で休養してください。「出席停止」といたします。

5. マスクについて

(1) 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、着脱は個人の判断に委ねる。

(2) ただし、登下校時の混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関を受診する場合など、マスクの着用が効果的な場面においては、着用を推奨する。

(3) マスク着用の有無による差別・偏見等がないようにする。

(4) 咳やくしゃみの際には、咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）を行う。

6. 授業について（学校での配慮事項）

(1) 基本的な留意点

・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。

・ 対面形式となるグループワーク等は、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

・ 一斉に大きな声で話す活動は、近距離で向かい合っている発声は控える。

(2) 具体的な主な場面

- ① 体育 ・体操補強運動において、2人組での実施をする場合がある。
・授業終了後、用具の消毒に努める。
- ② 音楽 ・音楽室で実施。入退出時に、手指消毒液による消毒を行う。
・歌唱は十分な距離を取って行う。
- ③ 美術 ・美術室で実施。入退出時に、手指消毒液による消毒を行う。
- ④ 家庭 ・調理実習については、十分な換気、感染対策を行い実施する。
・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫する。
・家庭科調理室での試食の際には、パーテーションを使用し一定の距離を確保する。
- ⑤ 情報 ・PC教室入退出時に、手指アルコールスプレーによる消毒を行う。
・毎日、キーボードとマウスの消毒を行う。

7. 飲食について

(1) 飲み物

- ・ 冷水器の使用を認める。

(2) 昼食

- ・ 食事前後に手洗いの励行、適切な換気を確保する、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は対面との間に一定の距離（1m程度）を確保する。

8. 部活動について

- (1) 本校の「部活動参加にあたってのガイドライン（21訂版）」を作成。（詳細は別紙参照）

(2) 主な対策

- ・ 部活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、着脱は個人の判断に委ねる。
- ・ 部室や女子更衣室では密にならないように注意する、換気を行う、大声で会話はしない。

9. 図書室、閲覧・自習室の開室について

- (1) 開室時間 図書室 月～金＝10：00～17：50、土曜日＝閉室
閲覧・自習室 月～金＝10：00～17：50、土曜日＝閉室
定期試験期間 ＝10：00～14：50

(2) 運営方法

- ・ 図書室は開架とし、閲覧・自習室の座席数は従来の70に戻す。ただし、図書室、閲覧・自習室ともに定期的に換気を行う。
- ・ 本来図書室及び閲覧・自習室は私語禁止であるが、感染症防止の面からも、これを徹底する。
- ・ 利用時には手指の消毒を行う。

10. 生徒共用部の使用について

(1) 生徒ラウンジ（2・3階）

- ・ 各テーブル：椅子は2脚とする。テーブルの上に仕切り板(透明)を設置する。
- ・ その他：飲食を認める。

(2) テラス（2・3階）

- ・ 各テーブル：椅子は2脚とする。
- ・ その他：飲食を認める。

(3) コモンスペース

- ・ テーブル：椅子は2脚とする。テーブルの上に仕切り板(透明)を設置する。
- ・ 椅子：窓際の椅子／個数を減らして使用する。ソファ椅子／使用禁止とする。
- ・ その他：飲食を認める。

11. その他

(1) その他の学校での対策

- ・ 室内の換気を行う。エアコンを使用する際も同様とする。
- ・ 手洗いや咳エチケットの徹底（クラスで注意喚起、各所にポスター貼付）
- ・ 生徒昇降口及び各教室に手指消毒液の設置

(2) 下校及び外出時の対策

- ・ 3密（密集・密接・密閉）の回避に努める。
- ・ 登下校時の混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関を受診する場合など、マスクの着用が効果的な場面においては、着用を推奨する。
- ・ 会食などをする場合は、「7. (2) 昼食」と同様とする。

以上